



倭と云ふ四種の別ある論

倭と云ふ四種の別あり一ふは八洲の全國を云ふ二ふは八洲の其一  
 なる島を云ふ三ふは畿内の大和の國を云ふ四ふは其大和國內なる一郷  
 なるを云ふ四種皆其起本一なりとも其称号の先後本末古來説  
 あつて皆詳ならず故其説も亦紛々然り今新説を以  
 ことたの如し日本紀云於是陰陽始通合云々延生大日本豊秋津洲古  
 事記云生大倭豊秋津嶋亦名天御虚空豊秋津根別とありこの大倭  
 は甚大なる嶋ありて西は長門國より東は陸奥國までなるなる蓋島  
 の大狹なり各義に於て此の説他小生ませる四國九國あるも  
 此大倭洲にある中ふも膏腴土地多く人民の家場所となす一乎秀  
 つ國なるをもち家場所と云ふなり  
 純應神天皇御哥子夜拜波母  
 土地をいふ船を漕く海を航するは  
 故の各二神の國土を生玉ふ即其國跡を  
 と云ふ如し海波即ち場なり

服部文庫  
 417  
 2267



見そなりして御自ら負せたまはる号なりと明らるし此神武天皇  
紀小伊弉諾尊曰此國曰日本者浦安國細戈千足國磯輪上秀真國と  
詔へることあるれ伊弉諾尊の御時小此御言ありしを以証すし  
此御言を後の一國の大和と見る此甚非なり此又夫より移りて後  
御子生の時を置いて何れの時ふりかざる御言詔ふを此又夫より移りて後  
廣く大八洲全國を稱へて大倭と云ふこの園島の名の大八及へるもの  
なるるのゆゑなりし神代より言始めありしより下小云さて又  
畿内の大和國の号もいと舊し此園島の大倭の中にして此國は後に  
皇孫尊の所知者む國と神代小大穴牟遲命の詔置玉る如く殊なる所由  
ありて神代よりこの國を專らと云習た此なりしなりし此の各義不違此其  
ハ神代の神等の御言に往々見えたる其二三をいとも大物主神の御言より  
吾欲往於日本國之三諸山と詔ひまゝ八千戈神自出雲將上堅倭國とある  
れも當昔倭と云名ありし一証とすし御哥の中よ夜麻登能比登母

登須々岐とあるも由ありたりまゝ鏡速日命乘天磐船而翔行太虛也  
是御而降之故曰目之曰虛空見日本國とあるまゝなり託記の外も神賀  
吉詞此採磨風土記等不見えたる此なりし神代のものなりさて又一御  
の大和あり和名抄山城上郡大和此麻止此郷あり續紀天平宝字三年の文も  
城下郡大和神山とある是なりこの名号の是本二國の大和より起れること  
云ふ然るに此倭大國魂神の御名より起れるなり其証此神の御名義ハ  
大倭神社注進狀小在大倭豊秋津國守國家以号曰倭大國魂神とあり  
てこの倭即上小云る大八洲の内なる一島の大倭より引て大八洲の全小豆  
る稱を以て名号奉りたるなり此既く大八洲全州を此萬葉集五小天地大御  
神等倭大國魂云々とありし大八洲全州の御靈と申す義ありさて此大神  
天孫降臨の御時より皇大宮の内小祭らりし玉ひしを此注進狀崇神  
天皇六年子皇女淳名城入姫命より託りて始て其時の皇宮磯城水垣宮を

出し奉りて同郡なる穴碓邑（注）進水市碓邑とあるの紀不定神地穴碓邑（注）大市長岡岬とあるの穴碓邑を後改名曰大倭邑と注  
進状を見え多しこ、即今の城上郡穴碓（注）万葉土一纏向痛足式小城  
上郡穴碓坐兵主神社とある（注）此地なり大市と云し即和名抄此大倭大神  
の鎮坐せり（注）す其大神の御名をとりて後不其穴碓邑を大倭邑  
と云ひ（注）なり又其後升御代小なりて穴碓の邑より右の城下  
郡大和の邑（注）今山辺郡小の神を遷（注）奉りこれより別（注）云して  
夫より又其地を大和郷と云（注）す其大神の御名を採て号けり  
しこ穴碓邑（注）なりと同一の事なるに穴碓邑（注）なり大倭  
の名、既く絶て知人なく今の大和神社の辺に残れる地の事なる  
に永く此大神の御坐所と定りしに依てなりし郷の大和の名、  
崇神天皇の御代より後の名なる事古小云る。如しして又神武天皇元

不其珍彦為倭國造（注）國造本記此御世以推根津彦初と云事ありこ二國  
の名、いありて古より一郷の名と云りしに、今既く倭と云ふ郷名神武  
天皇の御代のいありありの如く、こを疑し、こをこ小栗田寛  
云く此大倭國造大倭の半國許をも所轄せしものありて大和一郷に限れる小  
いありへりしと云り、武郷今其後不其、熟考する所の珍彦を香山とて  
功績ありし人なり、此御代不其香山の辺に宅地を賜ひ（注）此事、倭國乃半  
國許りをも賜ひて其國造とせしれり、其地とも今委く不知れ、  
ま川宇陀郡、本土の事なり、領りしものも、いありて、聖曆儀、武隈不宇太乃阿  
坐只具、不其大倭國造等神御田并、後の十市城上下山、辺郡猶其餘の処、をも廣く所轄  
神進只とありたり、た、いなり、  
せ、い、不其二國の名を以て倭國造と名を負せ給ひしけむ、（注）不其思ふに  
を、領り多しと云り、（注）雄略天皇紀、大倭國造吾子、籠而祢貢、族穂子鳥別、され、  
為、其人部、云とあり、（注）狭穂、添上郡、あり、これ、い、其、部、内、なり、なり、  
この國造、は、大和國二國の縣なり、とあり、（注）これ、一郷の大  
（注）和、一、倭、大、國、禊、神

鎮坐以来の名と見るとは神武天皇紀小國造をありて、  
爾も巽に國造本紀もこの子たるものなり。さて其後裔長尾市宿禰  
ふるまひて、此人市磯長尾市とす此を以て十市郡とす。市磯のありしは佳し人なり  
らむと、此と知られたる城上郡穴磯小遠うらぬ故其先祖珍彦以来の宅地な  
らむと、此と知られたる穴磯邑小斎と祭りしより即其  
邑をも後小和邑と改へたるへく今の山辺郡なる大和郷と又同しと  
こと上ふらるる如しと、其大和の地鎮坐す故小神名式小和坐大國  
魂神社といふるやうのすれ、大日本全國小くる稱名と大和郷  
鎮坐す神名とを混れへくはして又序ふ云へ、大物主神をも倭  
大物主神と云事あり、崇神天皇紀七年小この神の御言小我是倭國  
域内所居神と詔ひ、同卷小歌、小歌椰磨等那殊於羽望能農之とあり、  
此ハ是畿内一國の名なり、此ハ此一國を此神の殊小御心ひきて造給  
へりし、風土記等も見え、大倭造大物主と稱へ申し倭大物  
主神とも申せ、此ハ大倭大神の全國小具ゆる御名とい異なり、

故倭國域内所居と詔へるもの神代小歌、往於日本國之御諸山と詔  
へると同し、此ハ此差別を心得あつて、此ハ此と心得て耶磨登  
るをこれなり、此ハ此の注者今の大和國をのこ名起りと心得て耶磨登  
の耶磨を山の峯と為る説と、此ハ此の末の峯あり、此ハ此の大八洲國の  
内なる一嶋の名なり、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、  
小茅楯へり、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、  
小茅楯へり、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、此ハ此を起ることを、

117.1221